

岡谷市議会における請願・陳情者の意見陳述について

岡谷市議会に請願又は陳情を提出された方は、特別な事由（郵送での提出や、議会での意思決定後、情勢の変化が見られない案件等の請願・陳情）がない限り、審査を付託等された委員会において意見陳述を行うことができます。

1. 意見陳述の申し出

請願又は陳情の意見陳述を希望される場合は、別紙「請願書・陳情書についての意見陳述申出書」に必要事項を記載し、提出期限までに議会事務局に提出してください。

2. 申出書の提出期限

申出書は、議会招集日のおおむね2～3日前に開催される議会運営委員会の前日（その日が土・日曜日もしくは休日にあたる場合は、その前日）の正午までに提出してください。

※詳細の日程は議会事務局にお問い合わせください。

3. 意見陳述の日時及び場所

本会議等において委員会への審査付託等が決定後、意見陳述を行う日時と場所を代表者に連絡します。

※意見陳述の開始時間は、目安となる時間を連絡しますが、当日の委員会の進行状況により開始時間が前後いたしますので、ご了承願います。

4. 意見陳述の方法

(1) 実施時期

意見陳述は、委員会における当該請願又は陳情の審査の冒頭に実施します。

(2) 意見陳述者（出席人数）

意見陳述に出席できるのは、請願又は陳情の代表者を含め2名以内です。

※介助者の同席については事前に議会事務局にお問い合わせください。

(3) 陳述時間

請願又は陳情1件につき5分以内とします。

(4) 委員・意見陳述者間の質疑

意見陳述者から委員に対して質疑はできませんが、委員から意見陳述者に対して趣旨内容確認のための質疑がされる場合があります。

(5) 傍聴人等について

委員会での審査は、特別の理由がない限り公開となりますので、報道機関や一般の方が傍聴する場合があります。

(6) 資料等の配布

意見陳述者は、その場で資料等を配付することはできません。また、パネルやスクリーン等も使用することはできません。ただし、請願又は陳情の提出時に別添された資料は、事前に委員に配布いたします。

(7) 意見陳述時の注意事項

意見陳述に際しては、下記の事項を守り、委員長の指示に従ってください。

- ①決められた発言時間を守ってください。
- ②当該請願又は陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないでください。
- ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への非難・中傷や、名誉を棄損する発言を行わないでください。
- ④会議の秩序を乱し又は会議の妨害となる行為をしないでください。

5. 意見陳述の記録

意見陳述での発言は、岡谷市議会委員会条例の定めるところにより記録されます。

6. その他

意見陳述に係る一切の費用については、意見陳述者の負担となります。

問い合わせ先：岡谷市議会事務局 電話 0266-23-4811（代） 内線 1711・1712
